

定期検査が「必要なはかり」、「不要なはかり」

定期検査が必要なはかり

【取引・証明に使用するはかりは、定期検査の受検が必要です】

～ 取引・証明にあてはまる はかりの主な使用例 ～

- ・スーパー、商店、市(いち)等で重さを表示して販売する際に使用するはかり
- ・事業所等で、密閉(パック詰め)し重さを表示して販売する際に使用するはかり
- ・体重測定等の結果を記録として残すために使用するはかり(※1)
- ・農作物などを、個人または法人が計量し販売する際に使用するはかり(※2)
- ・学校食材等を納品の際に検品(検収)として使用するはかり
- ・病院・薬局等で薬の調剤用に使用するはかり
- ・宅配便の取次店(コンビニ等を含む)で運賃を定めるために使用するはかり
- ・貴金属等の売買取引等で、貴金属の重さの計量に使用するはかり
- ・その他、取引・証明の業務に使用するはかり



22.12
検定証印



22.8
基準適合証印

取引・証明には、左の証印のどちらかが付されたはかりを
使用しなければならないことが、法律で定められています

- (※1) ・医療機関等が行う特定検診等の診断書を発行する際に使用するはかり
・保育園、幼稚園、学校、福祉施設等の測定結果を記録するはかり
・家庭以外で、母子健康手帳に記録するために使用するベビースケール
- (※2) ・農協、出荷先等で再計量されるときは、検査の必要はありません。

定期検査が不要なはかり

- ・給食施設や飲食店、食品製造店等で、調理を行う際に食材を計量する目安はかり
- ・公衆浴場等で、利用者等が自由に使用できるように設置された体重計
- ・出荷先にて特定計量器を使用して再計量される事業所(農協等)に出荷する前に、
目安として計量するはかり
- ・家庭用はかり(キッチンはかり、家庭用マークが付された体重計・ベビースケール等)



家庭用マーク

※家庭用はかりを取引・証明の業務に使用することは、
法律で禁じられています